

4 毒物又は劇物の運搬上の注意

運搬にあたっては、積載方法、運搬方法等の基準を守ってください。

運搬中は、容器が落下、転倒等することのないよう車両に積載するとともに、運搬先での受け渡し時に、品名、数量確認等を徹底し、紛失を防止してください。

(以下は、届け出が必要な運搬業者の方に適用されます)

1) 1の1)の(2)の運搬業者の場合は、次の基準に適合しなければなりません。

(1) 厚生労働省令で定める運転時間等により運搬する場合は、車両一台につき運転者のほか交替して運転する者を同乗させること。

(2) 車両には、標識を掲げること。

標識は、0.3 m²の板に地を黒色、文字を白色として「毒」と表示し、車両の前後見やすい箇所に掲示する。

(3) 車両には、防毒マスク、ゴム手袋など事故時の応急措置に必要な保護具を2人以上備えること。

(4) 車両には、運搬する毒物又は劇物の名称、成分及び含量、事故時に行う応急措置の内容を記載した書面を備えること。これらの内容が書かれていれば、イエローカードでも構いません。

(以下は、届け出が不要な方も適用されます)

2) 毒物劇物運搬するすべての方は、次のことを厳守してください。

(1) 容器又は被包に収納されていること。

(2) ふたをし、弁を閉じる等の方法により、容器又は被包が密閉されていること。

(3) 1回に1,000 kg以上運搬する場合には、容器又は被包の外に、その収納した毒物又は劇物の名称及び成分の表示を行うこと。

(4) 落下転倒等しないように積載すること。

(5) 積載装置の長さ、幅を超えないこと。